

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業	事業番号	(3)-22-5
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(5,401（千円）） 9,462（千円）	全体事業費	(5,401（千円）） 9,462（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。（川俣町復興計画）					
事業概要					
川俣町の除染計画に基づく放射性廃棄物の仮置場は現在 22 箇所に設置されているが、生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がっており、仮置場周辺の生活環境の安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。 本事業は、当該モニタリングポストで測定したデータの一元的管理及び保守・管理業務を業者等に委託して行うものである。					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 業者等に委託して、環境モニタリングポストで計測した測定データについて、町役場のサーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保守するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。 また、環境モニタリングポストの保守・管理についても、業者等に委託して行う。（合計 22 台） ①保守・校正費 （定期メンテナンス・検出器準校正・Docomo3G 回線年間利用料・ハードウェアセンドバック保守） ②線量マップ維持管理費 （データセンター利用料・放射線量マップシステム利用料） ＜平成 29 年度＞ 同様の環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業を実施予定。					
地域の帰還環境整備との関係					
地域の帰還環境整備に必要な、放射線に関する住民の不安の解消を図るために、必須の事業である。					
関連する事業の概要					
線量計校正事業、ホールボディカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業		事業番号	(3)-22-3
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(28,236（千円））	全体事業費		(28,236（千円））	
		41,774（千円）			41,774（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。（川俣町復興計画）						
事業概要						
山木屋地区住民の原発事故に伴う放射線による健康への影響を把握するため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。						
当面の事業概要						
<平成 28 年度> ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。 検査対象は、避難指示区域の山木屋地区住民で 1 歳 6 か月以上の者と、避難区域 13 市町村に指定されている川俣町民とする。 （内訳） ①内部被ばく検査委託料 ②内部被ばく検査機器校正費 ホールボディカウンター一点検代 GM 管サーベイメーター校正費 ③消耗品費 内部被ばく検査受検票印刷用紙代、お知らせ用紙代 ④役務費 内部被ばく検査受検票郵便料 <平成 29 年度> 次年度も実施予定						
地域の帰還環境整備との関係						
個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じて、住民の安全・安心を図るものである。						
関連する事業の概要						
ガラスバッジによる外部被ばく線量測定事業、食品の放射能検査事業、水道水の放射性物質検査、モニタリングポスト放射線量測定事業、放射線健康不安に関する車座集会、個人線量計校正事業、個人積算線量計管理業務委託事業等と併せて、放射線による健康不安の軽減と、将来にわたる健康管理をしていく。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

福島県(川俣町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	放射線モニタリング業務委託事業	事業番号	(3)-22-9
交付団体	川俣町	事業実施主体(直接/間接)	川俣町(直接)		
総交付対象事業費	92,624(千円)	全体事業費	92,624(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
避難区域(山木屋地区)住民をはじめとして住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について専門家の知見に基づき対策を講じる必要があり、長期にわたる健康影響調査、測定機器の貸し出し、地域保有の機器の保守、避難区域からの避難者の積算線量の管理(外部被ばく関連)や流通品以外の自家用農産物等の食品検査(内部被ばく)を通して住民の食への不安の払拭などのケアや情報提供を含めた総合的な対策を講じることを目標とする。(川俣町復興計画)					
事業概要					
1. 自家消費農産物等の食品検査 川俣町内全10箇所(9箇所+春日診療所)に設置する放射能検査所において、委託業務により検査を行う。					
2. 空間線量測定機器の保守・校正 町保有の住民貸出用の空間線量計(海外から寄贈されたもの)、計70台について、校正を実施。 各地域(行政区)保有の多目的サーベイメータ(空間線量計)計100台の校正。必要に応じて修繕。					
3. 避難区域(山木屋地区)住民の積算線量計保守管理 避難区域住民保有の個人積算線量計の校正、結果報告書の作成。					
4. 空間線量測定状況・食品検査情報の周知 「モニタリングポスト関連事業」の測定結果や上記1の検査結果を町広報紙とは別個に作成し、住民に放射線量情報、検査情報を提供する。(月2回とし12か月で24回)					
5. 上記1~4の業務(食品検査、機器保守管理、情報管理、広報紙・ホームページ広報対応)を委託する。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成28年度> 平成28年度運営費 放射性物質食品検査、放射線モニタリング業務 ・需要費(消耗品費、印刷製本費、電気料、修繕費(校正費)) ・委託料(食品検査業務委託、モニタリング業務委託、検査機関への委託、空間線量計校正業務委託、個人積算線量計機器校正・報告書作成委託) ・賃借料(検査施設賃借、検査機器賃借) ・備品購入費 ※賃借機器以外の測定機器の維持管理については、町備品であるため、町が実施する。 ※各地区3か所の検査所へ非破壊式検査機器を配備する。既存の破壊式検査機器も併せて運用する。 ※プレハブ賃借料及び電気使用料については、町が実施する。					
<平成29年度> 平成28年同様					
地域の帰還環境整備との関係					
・復興計画基本方針にある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を図るため、本事業にて放射能不安の軽減・払拭を図り、避難指示区域の住民の方々の帰還に向けての活動を支援するため、個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じ、併せて自家用農産物の栽培等を促進し、地域の再生を加速化させる。					
関連する事業の概要					
モニタリングポスト設置事業、ホールボディーカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	9	事業名	山木屋地区井戸掘削工事業		事業番号	(2)-18-1
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(741,379（千円）） 904,157（千円）	全体事業費		(741,379（千円）） 904,157（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。（川俣町復興計画）						
事業概要						
本事業は、山木屋地区住民の帰還後の安全・安心のために飲料水および生活用水確保を目的として、山木屋地区への帰還意向世帯についてボーリングを行い、新規の井戸を掘削するものである。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください（※本事業は、山木屋地区復旧・復興事業工程表 項番 21 番に記載されている事業に該当する。）						
当面の事業概要						
<平成 26 年度> 早期帰還世帯 25 世帯分の工事実施						
<平成 27 年度> 【事業内容】井戸掘削工事及びポンプ設置工事を行う。 早期帰還世帯 155 世帯分の工事、公共施設 11 か所の工事						
<平成 28 年度> 【事業内容】井戸掘削工事及びポンプ設置工事を行う。 早期帰還世帯 40 世帯分の工事						
地域の帰還環境整備との関係						
避難指示区域の住民の方々の帰還に向けて、飲料水、生活用水に放射性物質が混入する不安を払拭するための措置を講じるものである。						
関連する事業の概要						
個人線量計校正事業、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業、モニタリングポスト設置事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 川俣地区	事業番号	(5)-39-1
交付団体	川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)		
総交付対象事業費	(245,443 (千円)) 790,850 (千円)	全体事業費	(245,443 (千円)) 790,850 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干し上げ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出が懸念される。 農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地へ拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 また、今回申請するため池は除染の対象とならないことを確認している。(技術マニュアル P20 の 3 要件に該当しない) よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。					
事業概要					
上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布等を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策(底質の固化、被覆、除去等)を実施していく。 【川俣町復興計画(抜粋)】 Ⅲ 施策の基本方向 5 魅力ある産業の再生・復興を目指す (1) 農林業分野 東日本大震災により、町の主要産業である葉たばこ生産については、放射性物質汚染による影響を受け、作付けが見送られました。特に山木屋地区はすべての農作物が制限され、家畜についても計画的避難区域外への移動を余儀なくされました。また、それに伴い生産者は職業を失う方も多く、現在そして将来に希望を抱けないまま避難せざるを得ず、精神的苦痛や経済的損害は深刻です。 また、町内の複合型農業経営の基盤となる農地や関連施設についても、放射性物質汚染による影響を受けています。そのため、計画的避難区域解除後の早期営農を可能とする除染を早期に実施することが必要です。また、風評被害への対応を含め安全・安心な農産品や同加工品を消費者に提供するための放射線量測定の実施と、生産から出荷・加工・販売に至るトレーサビリティの導入も不可欠です。加えて、放射性物質を取り込まない作物の奨励などにも取り組みます。					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> ○基礎調査の実施 平成 27 年度に引き続き、ため池台帳未記載の農業用ため池 6 箇所を対象に、水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。 今後、平成 27 年度の調査成果を基に、平成 27 年度に基礎調査が完了し、調査の結果、底質濃度が 8,000Bq/kg-dry を超えている、または、相当の SS や濁度があるために、池底の土砂上げ、土砂吐きゲート					

による排砂、土砂上げ後の堆積物等処分といった利用管理上支障があると判断するため池全 48 箇所の詳細調査を行い、対策区分の選定を実施したい。また、平成 27 年度までに詳細調査が完了しているため池 24 箇所について実施設計を行うとともに、ため池 8 箇所について、底質除去等の対策工を実施したい。

＜平成 29～31 年度＞

平成 28 年度までの調査結果等を踏まえて、ため池毎に対策工の検討・設計を行うとともに、以下を実施する。

1. 基礎調査
2. 詳細調査
3. 対策推進計画策定
4. 対策工

地域の帰還環境整備との関係

町内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全再生が必要であり、このためには、放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策の実施が必要である。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業 (羽田産業団地)	事業番号	(6)-45-1
交付団体	川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)		
総交付対象事業費	(760,339 (千円)) 760,825 (千円)	全体事業費	(760,339 (千円)) 760,825 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、川俣町住民が継続して定住できるまちへ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により、雇用機会の創出を図り、山木屋地区の避難指示解除まで人口の町外流出を防ぐ必要がある。 避難指示の解除後も町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築して、避難指示区域である山木屋地区を含む川俣町の復興を加速することが目標である。					
事業概要					
地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤を整備するため、羽田産業団地を造成する。 【川俣町復興計画（第 2 次）P34】 (2) 商工業の振興 既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 ＜重点事業＞ ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 造成地の分筆・合筆登記を行い、敷地内の字地番を整理する。 (事業費) 分筆・合筆費 (字界変更及び合筆登記) ＜平成 26 年度＞ 開発行為手続きとあわせて、用地買収、実施設計を行い、造成工事に着手し、一部を完了する。 (事業費) 工事費 用地買収費 補償費 調査設計測量 登記費 手数料 ＜平成 27 年度＞ 造成工事を継続し、完了する。 (事業費)					

工事費 分筆・合筆費（字毎の分筆・合筆登記） 工事費増分（水道工事費） 測量費（境界確定測量費） 積算システム費	
地域の帰還環境整備との関係	
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤整備の措置を講じる。 なお、企業誘致は１社が決定し、１月に操業を始め、地域雇用の創出に努めているところである。	
関連する事業の概要	
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業 (西部産業団地)	事業番号	(6)-45-2
交付団体	川俣町		事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)	
総交付対象事業費	(1,678,282 (千円)) 1,689,502 (千円)		全体事業費	(1,678,282 (千円)) 1,689,502 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、川俣町住民が継続して定住できるまちへ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により、雇用機会の創出を図り、山木屋地区の避難指示解除まで人口の町外流出を防ぐ必要がある。 避難指示の解除後も町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築して、避難指示区域である山木屋地区を含む川俣町の復興を加速することが目標である。					
事業概要					
地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤を整備するため、西部産業団地を造成する。 【川俣町復興計画 (第 2 次) P34】 (2) 商工業の振興 既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 ＜重点事業＞ ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 造成地の分筆・合筆登記を行い、敷地内の字地番を整理し、企業誘致活動を推進する。 分筆・合筆費 (字界変更及び合筆登記) 企業誘致活動費 ＜平成 26 年度＞ 開発行為手続きとあわせて実施設計を行い、造成準備工事に着手し、完了する。 (事業費) 工事費設計単価更正費 水道調査測量設計費 造成準備工事費 ＜平成 27 年度＞ 造成工事に着手し、完了する。 造成工事費 水道整備費 分筆・合筆費 (字毎の分筆・合筆登記) 工事費増分 (外周フェンス)					

地域の帰還環境整備との関係	
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤整備の措置を講じる。 西部産業団地は、平成 23 年 12 月、企業誘致による雇用確保をめざすための県内復興工業団地の一つに指定されており、町内外の雇用の受け皿として、早期の整備が必要である。	
関連する事業の概要	
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業 (西部産業団地道路照明等整備事業)	事業番号	◆(6)-45-2-1
交付団体	川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)		
総交付対象事業費	67,867 (千円)	全体事業費	67,867 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、川俣町住民が継続して定住できるまちへ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により、雇用機会の創出を図り、山木屋地区の避難指示解除まで人口の町外流出を防ぐ必要がある。 避難指示の解除後も町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築して、避難指示区域である山木屋地区を含む川俣町の復興を加速することが目標である。					
事業概要					
地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤を整備するため、西部産業団地を造成する。 【川俣町復興計画（第 2 次）P34】 (2) 商工業の振興 既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 ＜重点事業＞ ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
西部産業団地の造成工事は平成 28 年 3 月に竣工予定であるが、企業誘致活動を円滑に行うために団地周辺の整備を行う。 ＜平成 28 年度＞ 団地周辺を整備し、完了する。 道路照明設計費 積算システム費 道路照明設置工事費 案内板設置工事費					
地域の帰還環境整備との関係					
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と新たな企業進出を受け入れる基盤整備の措置を講じる。 西部産業団地は、平成 23 年 12 月、企業誘致による雇用確保をめざすための県内復興工業団地の一つに指定されており、町内外の雇用の受け皿として、早期の整備が必要である。					
関連する事業の概要					
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(6)-45-2
事業名	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（西部産業団地）
交付団体	川俣町
基幹事業との関連性	
西部産業団地を造成するが、企業誘致活動を円滑に行うために団地周辺を整備する。 県道から工業団地までの町道の約 450mの区間において、歩行者および車両の安全な走行を確保するために道路照明施設を設置する。 また、団地に接続する町道と県道の交差点部に工業団地案内柱を設置するとともに、団地入口付近に敷地内の敷地割と進出企業名が入る案内板を設置する。	